

産業競争力強化法の規定による認定労働者協同組合から 株式会社への組織変更に関する省令（案）について

改正産業競争力強化法における認定労働者協同組合から株式会社への組織変更について

改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）において、地域のエッセンシャルサービス（ES）の供給の持続性を確保するために事業の効率化に取り組む計画の認定を受けた労働者協同組合が株式会社に組織変更できる措置が創設。今般、その会計上の処理等の細目を定めるもの。

【金融支援（資金供給の円滑化）】

認定生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な資金について、信用保証、低利融資、債務保証を受けることができる。

①信用保証協会による信用保証

	付保限度額	保険料率
普通保険	2億円	0.41%
無担保保険	8,000万円	0.41%
特別小口保険	2,000万円	0.19%

※認定により上記の付保枠を創設するもの（特定事業者等と異なり一般枠はない）。
※中小機構による債務保証（保証割合50%）の活用も可能。食品販売業者等については別途食料システム機構による同旨の債務保証あり

②日本政策金融公庫等による特別利率による低利融資（国民生活事業）

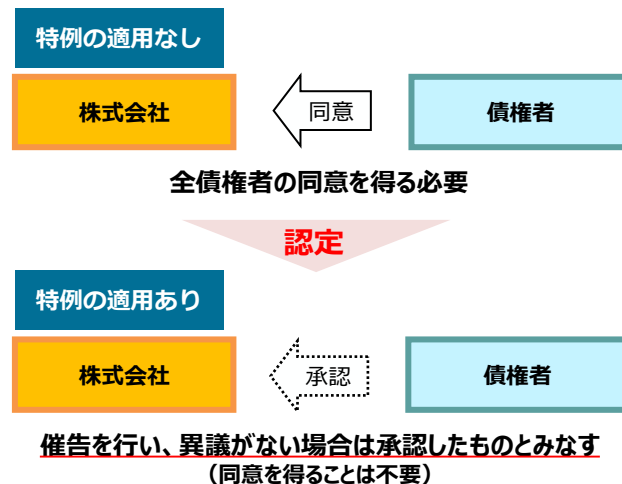
	国民生活事業
資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度	7,200万円
貸付利率	基準利率▲0.90%

※ 中小企業事業は対象外。

注）対象となる認定労協は、その事業の従事者の数が、卸売業では400人以下、小売業・サービス業300人以下のものに限る（特定事業者等と同様の要件）。

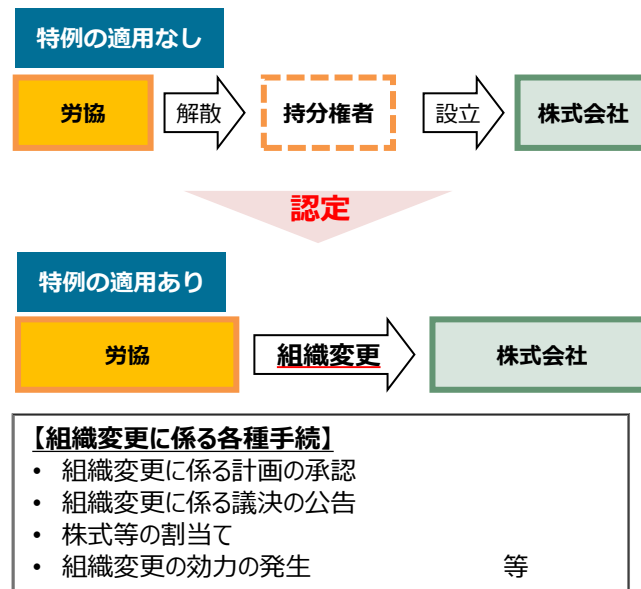
【ワーカーズバイアウトの円滑化】

事業主体の法人形態を株式会社から労協に変更しようとする場合において、株式会社から新設の労協に対する事業譲渡（ワーカーズバイアウト）を行う際、
①事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、信用保証協会による信用保証等、左の金融支援を受けることができる。
②免責的債務引受けに係る当該株式会社の債権者保護手続を簡略化できる。（下図）



【労協から株式会社への組織変更】

労協の解散及び株式会社の新設の手続によらず、法人格の同一性を維持したまま、組織変更により、株式会社になることができる。



産業競争力強化法の規定による認定労働者協同組合から株式会社への組織変更に関する省令（案）の概要①

1. 組織移行に当たっての会計上の処理

（１）認定労働者協同組合が保有する資産・負債は帳簿価額で引き継ぐこと。

（２）組織変更後株式会社の資本金等には認定労働者協同組合の以下の資産を計上すること。

①資本金　　：出資金から脱退する組合員の持分を控除した額

②資本準備金：労働者協同組合法に基づき積立等するとされている準備金、就労創出等積立金、教育繰越金の合計額

③利益剰余金：②以外の積立金、当期の剰余金/損失金等

2. 組織変更後株式会社が備え置かなければならない書面の作成・閲覧に際しての電磁的な方法

（１）書面の作成：磁気ディスク等の記録媒体に調整するファイルに情報を記録すること。

（２）書面の閲覧：

①記録された事項を紙面・画面に表示して閲覧させること、

②閲覧請求者のパソコン等に送信・ダウンロードして閲覧させること、

③磁気ディスク等の記録媒体に情報を記録したものを交付すること。

3. 施行日

改正産業競争力強化法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（法公布から 6 月以内）

産業競争力強化法の規定による認定労働者協同組合から株式会社への組織変更に関する省令（案）の概要②

経済産業省公表パブリックコメント資料を元に厚生労働省作成

1. 趣旨

令和8年5月29日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）」の一部施行に伴い、産業競争力強化法の規定による株式会社への組織変更に関する省令を定めようとするもの。

2. 概要

- 認定労働者協同組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできないものとする。
- 認定労働者協同組合が組織変更をする場合の、組織変更後株式会社の以下に掲げる額は、A)～E)に定める額とするものとする。
 - A) 資本金の額 a) に掲げる額からb)及びc)に掲げる額の合計額を減じて得た額
 - a) 組織変更の直前の認定労働者協同組合の出資金の額
 - b) 法第140条の17第1項の規定による持分の払戻しを請求した組合員（（E）において「脱退組合員」という。）の払込済出資額
 - c) 組織変更の直前の認定労働者協同組合の未払込出資金の額
 - B) 資本準備金の額 組織変更の直前の認定労働者協同組合の準備金、就労創出等積立金及び教育繰越金の額の合計額
 - C) その他資本剰余金の額 零
 - D) 利益準備金の額 零
 - E) その他利益剰余金の額 a) に掲げる額からb)及びc)に掲げる額の合計額を減じて得た額
 - a) 組織変更の直前の認定労働者協同組合の組合積立金の額及び当期末処分剰余金の額の合計額（当期末処理損失金がある場合にあっては、当該組合積立金の額から当該当期末処理損失金の額を減じて得た額）
 - b) 法第140条の18第1項の規定に基づき、組織変更に際して組織変更をする認定労働者協同組合の組合員に対して支払う金銭の額
 - c) 脱退組合員に対して払い戻す持分の額から脱退組合員の払込済出資額を減じて得た額

(続 き)

○ 電磁的記録

- ・ 法第140条の22第 1 項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

○ 電磁的記録に記録された事項を表示する方法

- ・ 法第140条の22第 2 項第 3 号に規定する主務省令で定める方法は、同条第 1 項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示するものとする。

○ 電磁的方法

- ・ 法第140条の22第 2 項第 4 号に規定する電磁的方法であって組織変更後株式会社の定めるものは、次に掲げるものとする。

A) 電子情報処理組織を使用する方法のうちa)又はb)に掲げるもの

- a) 組織変更後株式会社の使用に係る電子計算機と請求をした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- b) 組織変更後株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

B) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- ・ 上記に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとする。

3. 施行日

改正産業競争力強化法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（法公布から 6 月以内）

(参考1) 労働者協同組合の保有する純資産と組織変更後の移行先

貸借対照表 純資産の部

区分	中分類	小分類	細分類
I 組合員資本			
出資金	i 出資金	1 出資金	
未払込出資金	ii 未払込出資金	1 未払込出資金	
利益剰余金	i 利益準備金	(注) 労働者協同組合法第76条第1項に基づき毎事業年度の準備金の1/10以上を積み立てるもの	
	ii 就労創出等積立金	(注) 労働者協同組合法第76条第4項に基づき毎事業年度の準備金の1/20以上を積み立てるもの	
	iii 教育繰越金	(注) 労働者協同組合法第76条第5項に基づき毎事業年度の準備金の1/20以上を繰り越すもの	
	iv その他利益剰余金	1 組合積立金	(1)特別積立金
			(2)〇周年記念事業積立金
			(3)役員退職給与積立金
			(4)〇〇積立金
		2 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	(1)当期純利益金額又は当期純損失金額
			(2)前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

資本金へ移行
※移行に際して脱退者に持分を払い戻した場合は控除

資本準備金へ移行

利益剰余金へ移行
※損失金がある場合、移行時に組合員に金銭を交付する場合、払い戻した持分と払込済み出資額の差額がある場合は控除

出典:労働者協同組合法に係る手引き(令和5年8月1日版)より

（参考２）改正後産業競争力強化法（抜粋）

（生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定）

第百四十条の三 事業者は、その実施しようとする生活維持物品役務需要減等事業適応（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。）に関する計画（以下「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを行政庁（当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあっては、主務大臣。第五項、第六項（第一号を除く。）、第十二項及び第十三項、次条並びに第百四十四条第四項において同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

２ 二以上の事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して生活維持物品役務需要減等事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

３ （略）

（労働者協同組合から株式会社への組織変更）

第百四十条の十四 第百四十条の三第一項の認定（第百四十条の四第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた労働者協同組合（以下「認定労働者協同組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社になることができる。

（労働者協同組合の組織変更に対する組合員の持分払戻請求権）

第百四十条の十七 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員で、第百四十条の十五第一項の総会に先立って当該認定労働者協同組合に対し書面をもって組織変更に反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該認定労働者協同組合を脱退することができる。

２・３ （略）

（労働者協同組合の組合員への株式等の割当て）

第百四十条の十八 組織変更をする認定労働者協同組合の組合員（前条第一項の規定による請求をしている者その他政令で定める者を除く。次項において同じ。）は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

２ 前項の株式又は金銭の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

３ （略）

（労働者協同組合の組織変更の際して資本準備金として計上すべき額等）

第百四十条の十九 認定労働者協同組合の組織変更の際して資本準備金として計上すべき額等その他認定労働者協同組合の組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（労働者協同組合の組織変更事項を記載した書面の備置き等）

第百四十条の二十二 組織変更後株式会社は、第百四十条の十六に規定する手続の経過、効力発生日その他の組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。次項第三号及び第四号並びに第百六十条の二第四号において同じ。）を、効力発生日から六月間、本店に備え置かなければならない。

２ 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を払わなければならない。

一・二 （略）

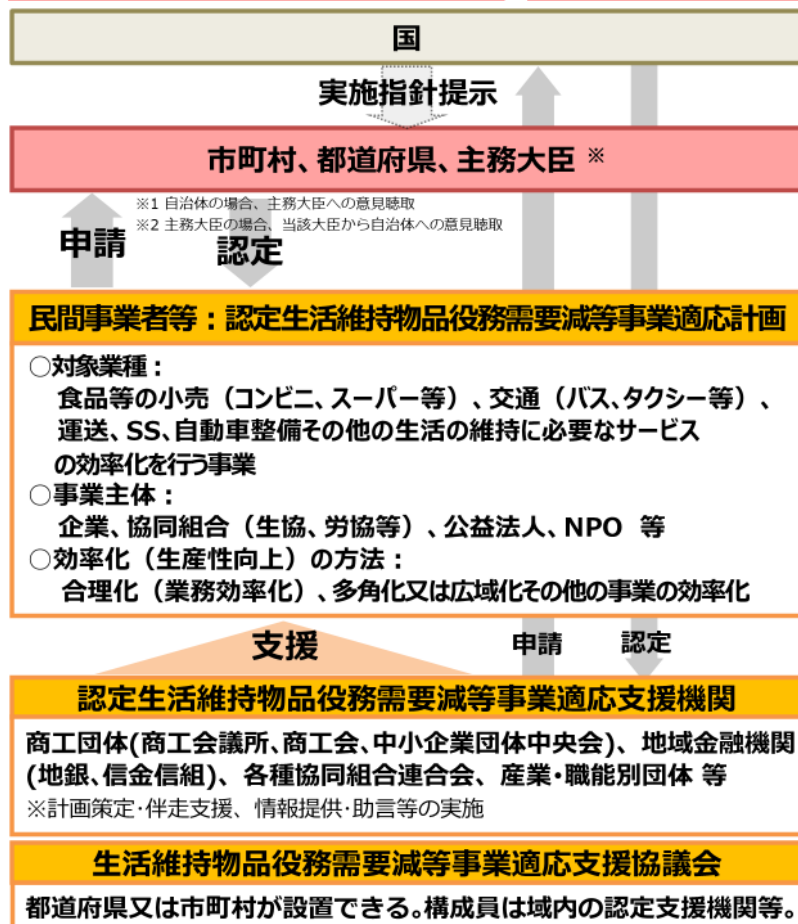
三 前項の電磁的に記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって組織変更後株式会社の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（参考3）改正産業競争力強化法（令和8年6月5日公布）について

「生活維持物品役務需要減等事業適応計画」の制度概要

- 事業者によるエッセンシャルサービス供給事業の持続性確保に資する事業運営の効率化に取り組む事業計画の認定制度を創設し、エッセンシャルサービスの公共的意義を制度的に位置づけて社会的認知を向上させるとともに、認定事業者に対し、資金供給の円滑化のための金融支援等を措置。あわせて、エッセンシャルサービス供給事業者の伴走支援を行う支援機関の認定制度を創設。
- 法律の施行期日は公布後6月以内。実施指針は法律の施行までに策定。



法律に基づく措置
①金融支援措置
・信用補完制度（信用保証・信用保険）による特例 ・中小企業投資育成株式会社による株式引受け等の特例 ・日本政策金融公庫等による特別利率による制度融資の特例 ・中小企業基盤整備機構による債務保証 ・食品等持続的供給推進機構による債務保証等
②事業円滑化に係る措置
・事業承継等における<u>特定許認可等に基づく地位の承継</u> ・地方公務員が事業計画へ参画する場合の兼業許可権者との事前協議 ・生協の員外利用許可と事業計画の認定手続のワンストップ化 ・補助金適化法に基づく財産処分の承認手続の簡素化 ・中小企業基盤整備機構による情報提供その他の協力（講習会等の実施）
③組織変更等に係る措置
・事業協同組合等の設立要件の緩和（必要な発起人数を4人以上から3人以上に引下げ） ・免責的債務引受けを伴う事業譲渡における被承継会社の債権者保護手続の簡素化 ※労協を譲受人とする場合も含む（ワーカーズバイアウト） ・労働者協同組合の組織変更の円滑化（株式会社への組織変更を可能に）

(参考4) エssenシャルサービスの対象業種 (案)

認定エssenシャルサービス制度における対象業種 (案)

①物品を供給する事業		②物品を輸送する事業	④その他の役務を提供する事業
衣服卸売業	靴・履物小売業	鉄道業、鉄道施設提供業	その他の技術サービス業 (液石法第29条に基づき認定された保安機関に限る)
身の回り品卸売業	その他の織物・衣服・身の回り品 小売業 (下着類小売業に限る)	一般貨物自動車運送業	洗濯業
農畜産物・水産物卸売業		特定貨物自動車運送業	理容業・美容業
食料・飲料卸売業 (酒類卸売業は除く)	各種食料品小売業	貨物軽自動車運送業	一般公衆浴場業
石油・鉱物卸売業 (石油卸売業に限る)	野菜・果実小売業	沿海海運業 (沿海貨物海運業に限る)	その他の洗濯・理容・美容・浴場業 (コインランドリー業に限る)
その他機械器具卸売業 (医療用機械器具卸売業に限る)	食肉小売業	内陸水運業	家事サービス業
医薬品・化粧品等卸売業	鮮魚小売業	航空運輸業	冠婚葬祭業 (葬儀業に限る)
紙・紙製品卸売業	菓子・パン小売業	③移動手段を提供する事業	幼稚園
総合スーパーマーケット	その他の飲食料品小売業		幼保連携型認定こども園
コンビニエンスストア	医薬品・化粧品小売業	鉄道業、鉄道施設提供業	病院
ドラッグストア	燃料小売業	鉄道業、鉄道施設提供業	一般診療所
ホームセンター	書籍・文房具小売業 (紙・文房具小売業に限る。)	一般乗合旅客自動車運送業	歯科診療所
均一価格店		一般乗用旅客自動車運送業	助産・看護業
その他各種商品小売業 (百貨店を除く)	写真機・時計・眼鏡小売業 (眼鏡、コンタクト小売業に限る)	一般貸切旅客自動車運送業	児童福祉事業
呉服・服地・寝具小売業		その他の道路旅客運送業 (自家用有償旅客運送に限る)	老人福祉・介護事業
男子服小売業		沿海海運業 (沿海旅客海運業に限る)	障害者福祉事業
婦人・子供服小売業		内陸水運業	一般廃棄物処理業
		航空運輸業	産業廃棄物処理業
			自動車整備業
			建物等維持管理業 (ビルメンテナンス業に限る)
			他に分類されない生活維持物品役務を供給する事業 (除雪、草刈り等生活の維持に必要なサービスに限る)